

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成20年度)

|               |  |
|---------------|--|
| 基金の名称         | 交通遺児に対する奨学金貸与事業(高等学校奨学金貸与事業)                 |
| 法人名           | 財団法人交通遺児育英会                                  |
| 基金額(国庫補助金相当額) | 6,643百万円(4,062百万円)(平成20年4月1日現在)              |
| 基金事業の概要       | 交通遺児である高等学校生徒等が経済的理由により修学が困難な場合、修学に必要な奨学金を貸与 |

2. 見直し結果(平成19年度)

| 項目   | 講ずる措置  |
|--|--|
| 実施した見直しの概要<br>(平成18年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等) | <p>○ 遅くとも平成20年度までに本事業の運営を透明化するために他の事業との区分経理を行うとともに、償還金の回収を強化するために返還方法を原則口座振替とすることや滞納者への戸別訪問を実施</p> <p>○ 今後返還される額が新規貸付額を上回り、貸付残高が減少する場合、当該減少分における補助金相当額を国庫へ返納(本欄の措置内容等について法人所管府省の内閣府及び文部科学省と連携して実施)</p>   |
| 基金事業を終了する時期                                    | ○ 当該事業は、犯罪被害者等の救済を継続して行う事業の一つであって、約8000万台に達する「くるま社会」において、国民の安全と安心を確保する上で極めて重要な事業であり、国民の権利・利益に資する公共の福祉事業は継続的に実施する必要があるため、当該事業については終期を設定しない。   |
| 次回の見直し時期                                       | ○ 次回見直しは平成21年度までに実施する。   |
| 基金事業の目標  | <p>○ 目標: 交通遺児(高校生)の修学の安定化</p> <p>○ 考え方: 現在、交通事故による死者数は減少傾向にあるものの、今後想定される交通遺児数の把握ができない状況である。引き続き、交通事故被害者の保護の増進を図るためには、交通事故による交通遺児が経済的理由により修学困難にならないよう、安定的に事業を実施する。</p>  |
| 目標達成度の評価                                       | —  |
| 基金の保有割合  | ○ 算出した保有割合は、1.0であった。算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。  |
| 基金の保有割合の算出                                     | <p>(算出に用いた方式)</p> $\text{保有割合} = \frac{\text{直近年度末の基金額}}{\text{貸付残高} + \text{貸付見込額} - \text{回収見込額} + \text{管理費見込額}}$ $= \frac{6,643}{6,643 + 274 - 507 + 187}$ $= 1.0$ <p>(算出に用いた数値)</p> <p>直近年度末の基金額: 平成19年度末の基金額6,643百万円<br/>           貸付残高: 平成19年度末の貸付残高6,643百万円<br/>           貸付見込額: 平成20年度の貸付見込額274百万円<br/>           回収見込額: 平成20年度の回収見込額507百万円<br/>           管理費見込額: 平成20年度に要する管理費見込額187百万円</p> |
| 使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果                           | <p>使用見込みの低い基金等の該当の有無</p> <p>無</p> <p>[有の場合]該当する理由</p> <p>—</p> <p>(使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果)</p> <p>—</p>  |
| その他  | —  |